



# 監督署だより

平成 29 年 9 月号  
発行：古川労働基準監督署

準備期間 9 月 1 日から 9 月 30 日

## 全国労働衛生週間

本週間 10 月 1 日から 10 月 7 日

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 68 回を迎え、9 月 1 日から 30 日までを準備期間とし、10 月 1 日から 7 日までを本週間として実施されます。今年からは「働き方改革実行計画」に基づき治療と仕事の両立支援対策を推進することとしており、また、「ラベルでアクション」をフレーズとした化学物質対策、「過労死等防止のための対策に関する大綱」による過重労働対策に取り組んでいるほか、メンタルヘルス対策の実施を強化しています。

### スローガン

## 働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場

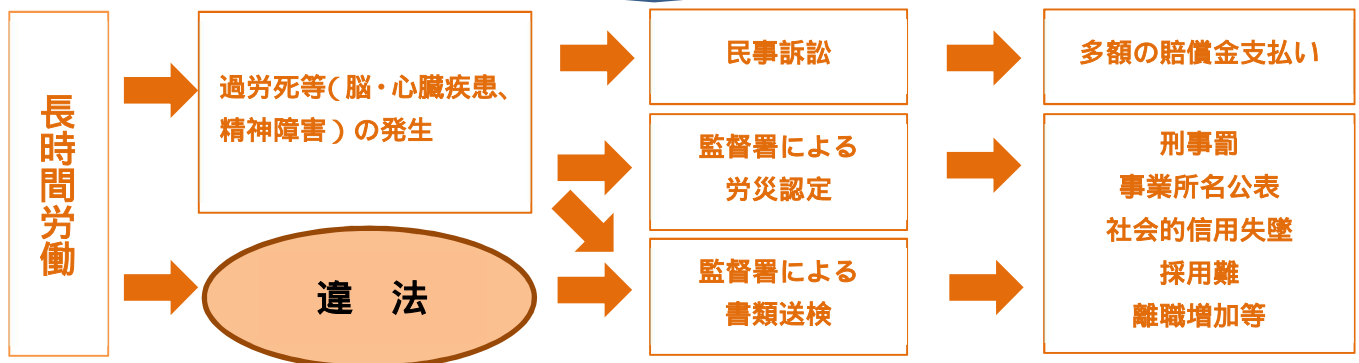
全国労働衛生週間を契機に、労働者の健康を確保するための状況等を点検し、健康管理を推進しましょう！

### ✓ 健康診断や健康診断結果に基づく適切な事後措置などを実施していますか？

- 常時使用する労働者に対し、1 年以内に 1 回、定期的に健康診断を実施する必要があります。
- 深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対し、6 ヶ月以内に 1 回の特定業務従事者健康診断を実施する必要があります。
- 血圧など一定の健康診断項目に異常の所見がある労働者には、労災保険制度による二次健康診断、特定保健指導に関する給付（二次健康診断等給付）制度を活用しましょう。
- 健康診断で異常の所見があった人については、健康保持のために必要な措置について、医師の意見を聴き、必要な事後措置を講じる必要があります。

### ✓ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導などを実施していますか？

これらの取組を行わないと



創刊

### ～ 宮城労働局メールマガジンの配信について ～

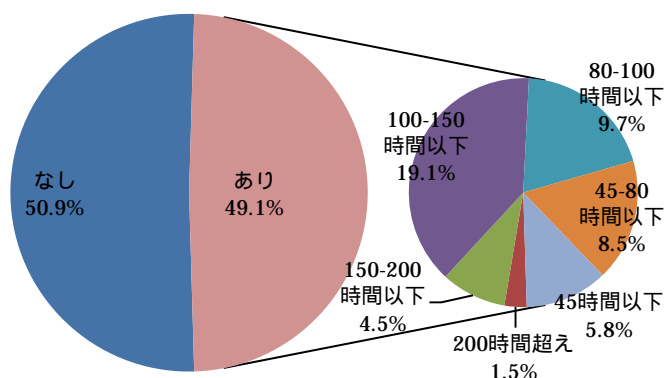
宮城労働局では、皆様のお役に立てる労働関係の情報を定期的に発行する他、不定期にも情報をお届けします。どなたでも無料でご利用いただけますので、是非ご登録ください。

## ～ 働き方改革 ～

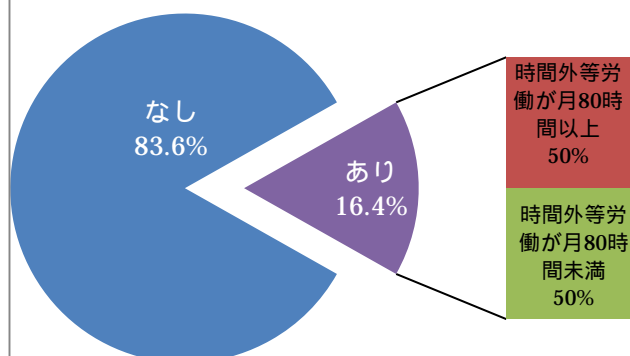
宮城労働局管下の労働基準監督署では、平成28年4月から平成29年3月までに、月80時間を超える時間外労働・休日労働が行われた疑いのある事業場や長時間労働による過労死等に関する労災請求があった事業場を対象に330事業場の監督指導を行いました。今後も長時間労働の是正に向けた取組みを積極的に行っていきます。

### 監督指導結果のポイント

①違法な時間外労働があったもの



②賃金不払残業があったもの



## ～過労死等を防止するための法的義務～

### 労働基準法に定められた「労働時間」の基準

#### 1. 労働時間

- ・労働時間は原則として1日8時間以内・週40時間以内
- ・労働時間の実態を適切に把握するためのガイドラインあり

#### 2. 休日

- ・休日は週1日（または4週に4日）

#### 3. 36 協定

- ・時間外・休日労働をさせる場合は労働組合等との間で36協定を締結し、監督署に届出
- ・時間外労働の上限は基準に適合したものにする必要
- ・届出をしなかったり、上限を超えた時間外・休日労働は**違法**

#### 4. 割増賃金

- ・時間外・休日労働に割増賃金を支払う
- ・時間外は25%増以上(1)、休日労働は35%増以上

(1) 月60時間超は50%増以上(中小企業は猶予)

### [管内の労働災害発生状況]

	28年 全期		26年 同期		27年 同期		28年 同期			29年 8月末			
	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死亡	死傷	死亡	構成比 (%)	増減数
全産業	309	2	159	2	142	2	187	1	173		100.0	-14	-7.5
製造業	85		35	1	32	1	52		44		25.4	-8	-15.4
建設業	56	1	25		22	1	34		14		8.1	-20	-58.8
運輸交通業	45		29		26		29		38		20.2	+9	+31.0
商業	47	1	17		19		30		27		15.6	-3	-10.0

発行：古川労働基準監督署 安全衛生課（本誌に対するご意見、苦情等があればご連絡ください。）

電話 0229-22-2112(代表) 〒989-6161 大崎市古川駅南2-9-47

バックナンバーは  「宮城労働局 古川労働基準監督署からのお知らせ」で